

市史・資料集

第十二集(民俗編Ⅲ)刊行

希望者は市史編集室へ

既刊の民俗編(Ⅰ)・(Ⅱ)に続き、市史史料集第十二集(民俗編Ⅲ)が発刊されました。

本編は、栃尾郷の社会生活や人の一生をはじめ、一般庶民によりうたいつけられた歌謡・わらべ

保育所

入所希望者
まとまる

四月からはじまる保育所の入所希望者がまとまり、見附市杉沢保育園委託分を除く定員九百六十人を百七十二人も超える千三百三十二

保育所入所希望者数

区分	保育所名	定員	希望者数	増減
町	向山保育所	120人	147人	27人
	中央保育所	90	140	50
	東が丘保育所	90	106	16
	芳香稚草園	120	123	3
	善昌寺保育園	120	144	24
部	双葉保育園	120	143	23
	東谷保育園	60	70	10
	明星保育所	60	67	7
	曹源寺保育園	60	62	2
	みどり保育園	60	62	2
計		960	1,159	172
	杉沢保育園	-	27	-

人の申し込みがありました。また杉沢保育園の入所希望者は二十七人でした。

町部では、六保育所の定員六百六十人に対して八百三十人の申し込みがあり、百四十三人のオーバーとなっています。

市では、申し込み者の家庭の状況や年齢ごとの保育可能数などを検討して入所者を決めます。

新入学児童に

交通安全帽を

児童を交通事故から守り、また、家族ぐるみの交通安全教育に役立てていただくため、本年四月に小学校に入学される児童に対して、県と市と日赤の三者共同事業として黄色い安全帽を無償で交付いたします。

各学校を通じてお渡しいたしますので、有効に活用し、事故を起こさぬようみんなで心がけましょう。

訂正

広報二月号十ページ「ミニコロ」募金」項の本文で募金額を百五十万五千八百八十八円となっておりましたが、百十五万五千八百八十八円の誤りでした。訂正してお詫びします。

固定資産税の

課税台帳を縦覧

昭和五十一年度の固定資産税課税台帳を次のようにお見せします。

期間 昭和五十一年四月九日から四月二十八日まで。

場所 市役所税務課資産税係

農耕用軽油

免税申請をどうぞ

農耕用機械に使う軽油の免税申請については、先月号でお知らせしましたが、次の期日に忘れないうちにおいでください。

受付期間 三月二十四・二十五日

受付場所 市役所

発生件数 3件(前月同3)

死者 0人 傷者 4人

原因別.....酒気帯び運転 1 安全速度違反 1 後退不相当 1

交通事故発生状況

昭和51年 1月 現在

(1月末日現在)

世帯数 7,691

男 16,048

女 16,926

計 32,974

今月の市税

▷国民健康保険税

納期 3月31日

行政相談日

▽とき 三月二十四日

午前十時から

午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室

なんでも気軽に相談ください

51.3
とちお
NO.231

編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話 (02585) 2-2151

とちお第51・3号昭和五十一年三月十日発行
毎月十日一回発行(定価)部八円
昭和五十一年三月十日第三種郵便物認可



真冬の決闘

今年第3回を迎えた勤労青少年ホーム雪上カーニバル。今年のテーマは「真冬の決闘」。約50人の若人が集まり、近所のチビッコの応援参加もあって、夜半まで熱っぽいゲームが続きました。(3月2日)

おまな内容

- 市の財政を考える.....2・3
- 春の火災予防運動.....5
- 広報紙がわかります.....6
- 国民年金保険料改正.....7
- みんなの保険.....9
- とちおと人物(物語).....10
- 公民館のページ.....11
- お知らせ.....12

国庫補助事業の場合経費配分の一例

(東小学校建築事業)

総事業費	国庫補助金	市 債	一般財政
6億1,767万円	2億1,997万円 (35.6%)	1億7,000万円 (27.5%)	2億2,770万円 (36.9%)

この表は、現在建築中の東小学校の建築(校舎)に要する経費を、今後の支出見込を含めて集計したものです。東小学校の建築は、事業費の50%を国が補助することになっていますが、実際には補助金が35.6%にしかありません。当面の市費持ち出しは36.9%ですが、市債は今後返済しなければならない借金ですから、これを含めると市の持ち出しは64.4%になります。

- ※ 総事業費6億1,767万円のうち、設備、備品、事務費などを差し引いた校舎本体の建築費は建築面積6,501㎡で5億5,977万円ですが、国の補助対象は建築面積5,125㎡で4億2,985万円となり、この差額1億2,992万円が補助対象外経費として純然たる市費持ち出しとなっています。
- ※ 実際の建築面積と国の補助対象面積との差1,376㎡は、効率的な学校運営に最低限必要なものとして、つけ加えて建築するものです。

苦しくなっています

支出は

上し、それ自体はまことに好ましい傾向ですが、それに伴っていわゆる公共投資という名目のもとに市が投資して行う事業が年々増加しています。

また、住民福祉という面でも、いろいろな問題があります。すでに、昭和五十年の新春座談会で、市長は福祉行政に対し「住民福祉の推進はなにもまして必要なことであるが、ただの行政ということには疑問がある。福祉行政は、本当に困っている人に暖かい目をといて見直しが必要なのではないか……」という考え

方を発言していますが、いずれにしても、福祉を進めるために必要な経費は今後もますます増加してゆくことでしょう。

財政の硬直化 超過負担も原因

各種事業の超過負担も見逃すことのできない大きな原因です。学校建築一つを例にとってみても、このことははっきりわかりま

す。学校などを建築する場合、国庫補助事業といつて、国が一定の補助金を地方公共団体に交付することになっています。

たとえば、現在建築中の東小学校を例にとってみると、制度上は二分の一の補助金となっていますが、実際は表でわかるようにそれ以下の補助金しかもらえないような仕組みになっています。

また、本来国が行うべき事務で市が行っている事務(団体委任事務・機関委任事務)がたくさんあります。しかも、これは今後ますます多くなるものと思われま

すが、この事務を行うために当然市本来の事務(固有事務)を進めるために必要な職員以上の職員をおき、担しなければならぬわけです。

このように、地方財政運営上の問題は複雑な国と地方の関係を背景にたくさんあり、一地方公共団体内の努力では解消できないことからも多いわけですが、当面必要なことは、どうすることが市民のためになるのかという観点に立つて、限られた財源を効率的に活用するためもう一度行政の見直しをするといふことです。

新台の市

増える一方

市債

市が学校を建てたり、住宅を建設する場合、市債といって国などから資金を借り、つまり、借金をしています。この借金は年々借入れの際の条件によって返済しているわけですが、この市債の借入現在高は昨年九月三十日現在で十一億五千七百四十万円の巨額に達しています。借入れはあくまでも返済可能な範囲でなければならぬわけです。

少ない財源でも 創意工夫で最大の行政効果を

市の財政は、一会計年度(四月一日から翌年の三月三十一日まで)における予算によって運営されます。予算は、その一会計年度の経済活動全般の計画にもとづいて行われるすべての事業の見積りです。予算は、収入と支出によって構成されています。

収入のおもなものは、みなさん

から納付していただく税金ですが、その他の収入、たとえば国からの交付金、長期的な見通しに立つて返済可能な範囲において国などから借入れる市債など綿密な調査と正確な将来の見通しをつかまなければなりません。

一方、支出は、地方公共団体の財政運営について、地方財政法で「地方団体は健全な運営に努めなければならない。収支の均衡は絶対に維持するよう運営されなければならない。少ない財源でも創意工夫によって住民に対する最大の行政効果をあげるよう……」と厳しい規定がありますので、あくまでも収入に見合う支出ということになります。しかも、その収入の範囲内で最大の行政効果を要求されるわけですから、予算の編成は、市の

伸びない収入 増加する支出

一般的に地方財政の危機の一つの原因は、高度経済成長政策から低成長時代への転換があります。この大きな政策転換は、石油ショックに端を発した世界的な経済不況を背景にしたものですが、このことが国民所得の停滞という現象を招き、昭和三十年代後半から毎年順調に伸びてきた税収が、当面大中を伸びを期待できなくなりました。

一方、市民生活のレベルは、高度経済成長政策に伴って大巾に向

31億7,600万円 昭和51年度当初 予算案まとまる

昭和51年度の一般会計当初予算案がまとまりました。

予算総額は、31億7,600万円で、前年度の29億1,903万円に対して8・8%増と、最近では例のない小巾な増加の予算となりました。

おもな予算の内容は、継続工事の栃尾東小学校建設事業に4億478万円、社会福祉協議会が建設する老人福祉センター(事業費約1億2,000万円)に3,000万円を支出するほか、景気沈滞に伴う収入の落ち込みを生活関連施設の整備に影響させないよう配慮しました。細かい内容は、来月号でお知らせします。(この予算は3月9日から開かれる3月定例会で審議されます。)



限られた財源を有効に……予算編成は慎重に行われました。

しかし…… 正確な行政判断で 市民本位の市政を

財政の硬直化——地方財政の危機といふことを行政の後退とイコールで結びつけることは許されな

常に行政が市民のためでなければならぬことは当然のことです。市、市民の要望を最大公約数としてとらえ、正確な行政判断に立って常に前向きでなければなりません。

市民活動を便利にするために道路の整備は不可欠のことです、次代を担う子供達の勉強の場、体

づくりの場を整備してゆくことも必要のことです。

高福祉時代を迎えて、福祉行政全体の見直しは必要としても、本

当に困った人達に暖かい目を向けて行くこともおろそかにすることはできません。

このようにかつて経験のない厳しい行政運営を余儀なくされてお

りますが、市民の理解を得ながら積極的に市勢発展のために努力して行きますので、ご協力をお願いします。



明日からなげ火の始末

春の火災予防運動

四月一日から四月七日まで

四月一日から七日までの一週間「春の火災予防運動」が実施されます。毎年春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなり、加えて季節風などの影響により大火になりやすい時期でもあります。火災は、家や財産を一瞬にして灰にしてしまう恐ろしいものです。火災を未然に防止するためにも、常に火の元の点検に心がけ、生命と財産を火災から守りましょう。

四月一日から七日までの一週間「春の火災予防運動」が実施されます。毎年春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなり、加えて季節風などの影響により大火になりやすい時期でもあります。火災は、家や財産を一瞬にして灰にしてしまう恐ろしいものです。火災を未然に防止するためにも、常に火の元の点検に心がけ、生命と財産を火災から守りましょう。

昭和五十年一年間の当市の出火件数は二十一件で、損害額は一億五千四百六十六万五千円と、前年に比べ件数では三件減少しましたが、損害額では千三百三十五万六千円の増となり、死者二名・負傷者五名といずれも前年より多くなっています。

出火の原因は、たき火の三件、石油ストーブ・タバコ・取灰のそれぞれ二件の順で、全焼した十二棟のうち八棟までが一般住宅で、関係者のちよつとした不注意・不始末によるものです。

また、昭和五十年一月から十月までの全国の火災件数は五万二千

四十八件で、昨年同期と比べると五千三百三十八件(九・〇%)減少しましたが、火災による死者数は千四百四十九人(概数)で、四十人の増加となっています。

このように、火災件数が減少しているわりに死者が増加していることは、一件の火災で発生する死者の割合が高いということであり特に老人・幼児の死者がめだっています。

この運動期間には、例年のとおり消防署では指定防火対象物を、消防団では一般住宅の予防検査を行い、指定対象物以外の中・小規模の工場、作業場、店舗等は消防

防火診断

昨年十二月から今年の二月にかけて八件の火災が発生してい

火災のち関係者の話を聞くとあの時こうすればよかったとか、あれを忘れていたと後悔されています。

だれでも自分の家が火事になると思っている人はいません。しかし、私達の家庭内には気づかないところに出火の原因がたくさんあります。

次に掲げることは、火災予防の要点です。これを参考に家庭内を総点検して、危険なところは対策を講じてください。

- ①電気器具を使い終わら必ずコンセントを抜いていますか。
- ②安全器が熱くなったリヒューズがひんぱんに切れることはありませんか。
- ③電気器具の使用の際、タコ足配線をしていませんか。
- ④ストーブの手入れと点検をときどきしていますか。
- ⑤ストーブをカーテンやふすまの近くで使うことはありませんか。
- ⑥火のついたままの石油ストーブを持ち運んだり、給油をすることはありませんか。
- ⑦ストーブの上で洗たく物を乾かすことはありませんか。
- ⑧煙突が可燃物にふれていませんか。
- ⑨ガス器具のホースが古くなった

り、破損していませんか。ホースバンドはついていますか。

⑩コンロの手入れや点検をしていますか。

⑪石油類は火災を拡大させ危険です。屋外等安全な場所に貯蔵していますか。

⑫老人や子供を安全なところに寝かせていますか。

⑬冬囲いなどで避難口がふさがれていませんか。二方向以上の避難口を確保しましょう。

⑭タバコのなげすてや、寝タバコをしないよう心がけていますか。

⑮水バケツ、消火器等を備えていますか。また使用方法をご存知ですか。

⑯万一に備え火災予防や避難について、家族で話し合いをしていますか。

早い通報は被害を最少限にとどめます。

消防署 119番

4月1日午前8時30分

サイレン長音60秒を吹鳴します。

消防用設備等

(検査) 点検方法

が変りました

次に掲げる建築物の消防用設備の検査と点検方法が改正され、消防署の検査を受けなければならないことになりました。

- ①のべ面積が三百平方メートル以上の映画館・集会場・遊技場・キャバレー・料理店・飲食店・マーケット・その他の物品販売業を営む店舗・旅館・病院・診療所・児童福祉施設・幼稚園及び複合用途建築物で、消防用設備を設置したときは、消防署の検査を受けなければならないことになりました。
- また、千平方メートル以上の建

きは、消防署の検査を受けなければならないことになりました。

また、千平方メートル以上の建築物については、①と同様に消防用設備等を消防設備士又は点検資格者に点検させ、その結果を3年に一回消防署に報告しなければならないことになりました。

※①・②以外の建築物については、建築物の関係者が自ら点検し、建築物の用途により一年又は三年に一回点検結果を消防署に報告しなければならぬことになりました。

なお、くわしいことは消防署へお問い合わせください。(二局二七六一番へ)

既往5か年の火災状況

区分	出火件数	焼損面積					損害額(単位千円)					
		建物	林野	車輻	その他	建物(㎡)	林野(㎡)	建物	林野	車輻	その他	計
昭和46年	30	14	13		3	1,468	437	19,231	8		50	19,289
47年	25	19	4	1	1	3,642	1,518	86,665			30	86,785
48年	13	10	3			582	23	10,483	5			10,488
49年	24	19	3	1	1	2,320	52	139,812			438	140,255
50年	21	15	5		1	3,272	414	153,168	252		45	153,465

区分	焼死者	負傷者	焼損棟数			罹災世帯			火災1件当りの損害額(単位千円)	出火率
			全焼	半焼	部分焼	全損	半損	小損		
昭和46年	1	1	7	2	6	6	1	9	643	8.6
47年	1	7	19	1	13	16	1	8	3,471	7.3
48年	1	2	5	1	6	2	1	5	807	3.9
49年	1	4	11	3	16	6	2	11	5,844	7.2
50年	2	5	12	4	12	23	1	12	7,308	6.4

ご注意ください 消火器の不正販売に

消火器は、火災時の初期消火に効果があり、手軽に使用できることから、消防署や消防団では一般家庭に対し、その設置を指導しておりますが、最近市内各地で一般家庭を訪問して、消火器を販売する業者(特に県外)があります。

適正な方法や価値等で販売し、また購入される場合は支障ありませんが、なかば強引に押し売りしたり、まぎらわしい言動により販売する悪質な業者もおりますので、次のような口調で販売してきたときには特に注意し、購入する場合は内容をよく聞き納得したうえで購入してください。

- ①消防署のほうからきた。消防署に依頼されてまわっている。
- ②消火器の点検にきました。
- ③法律がかわって、一般家庭にも消火器をつけなければならないことになりました。
- ④この消火器は、購入してから四年から五年経過しているから使用できない。新しい消火器にしなければならぬ。
- ⑤あそこにも売ったなどと、いかにも近所に販売したような口調のとき。

※法律では、一般家庭(専用住宅)には消火器の設置義務はなく、現在多く普及している粉末消火器は約5年ごとに検査して、異常がなければまだまだ使用できます。

また、検査は購入した販売業者に頼めば行ってくれます。不審な販売業者の来訪があつたら、購入する前に消防署へご相談ください。

危険物取扱者(免状所有者)講習会が開催されます。

▼受付 三月十日から三月十九日まで
までに市消防署へ



とちお 広報

4月から広報の題号を上記のように変更します

市の広報紙「とちお」は、昭和三十一年十月第一号を発売以来二十一年間、毎月一回発行し、今月で第二百三十一号となりました。つたない編集にもかかわらず、市の広報紙として市民のみならずから暖かく見守っていただき、ご愛読をいただいております。私どもは、常に、市政を正しくご理解いただくことを広報紙の使命。と考え、できるだけわかりやすい記事、親しみのもてる紙面づくりに取り組んできたつもりであり、四月発行の第二百三十二号

老令福祉年金

該当者は満七十歳で請求を

老令福祉年金は、国民年金制度ができた当時、すでに高令のため提出性の年金に加入できなかったかた(明治三十九年四月一日以前に生まれた人)、加入はできなかったが任意加入だったかた(明治三十九年四月二日以降明治四十四年四月一日以前に生まれた人)が、満七十歳に達したとき支給されることになっておりましたが、昭和四十八年の法律改正で、七十歳未満でも、それまで十年年金、五年年金の制度などに加入したくともできなかった、いわゆる年金の谷間の人に老令特別給付金が支給されたことにより、一部の請求もれのかたを除いて、新規受給権者の裁定請求は中断されておりました。しかし、これらのかたがたも、本年三月をもって、全員老令福祉年金に切替えられました。今後は、四月一日以降新たに満七十歳に達するかたが対象になりますので、次の要件に該当するかたは、市役所市民課で裁定請求の手続きをしてください。

国民年金保険料
一カ月に改定
1,400円

四月から、国民年金保険料(定額分)が、月額千四百円から千四百円に改められます。国民年金は、老後はもちろん、障害者になったり、母子世帯になったりしたときに、年金により生活の安定を図るためのものです。このため、昭和四十八年に定められた基本年金額も、二年連続で物価スライドによる増額が行われ、昭和五十一年度は、基本年金額の改正が予定されています。このようなこともあり、四月分

からより読み易いものに改めるための検討を行った結果、つぎのように編集方法を変更することにいたしました。今後とも、広報紙を通じて市政を正しくご理解いただくことを念頭に研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、倍旧のご鞭撻をお願いいたします。

発行日は、いままでどおり毎月一回十日に発行します。いままでのB五判(二五・七七×一八・二二)からA四判(二九・七七×二二)に規格を改めますので、全体に多少大きくなります。

交通災害共済

一日一円であなたを守る 見舞金が増額になります

今年も、交通災害共済の更新時期となりました。市では、昭和五十一年度の加入申込みを区長さんを通じて三月二十日まで受付けています。いままでも加入し

くいとご意見もありませんので、大きくします。紙面が大きくなりますので、写真を多く取りあげて、楽しく読める紙面づくりに留意します。広報お知らせ版の発行 毎月十日と二十五日の二回発行します。

いままでも広報紙の最後のページで取りあげた「お知らせ」的な記事をまとめて掲載します。いままでも広報紙は月一回発行のため、期間的な関係でお知らせできなかったこともありました。月二回発行になりますので、多くのことを早くお知らせできるようにいたします。

入されても同じ額ですから、最初から加入されたほうが有利です。見舞金額は、死亡した場合に五十五万円が七十万円に、医者に一週間以上の治療を受けたときは、その程度によって、いままでも五十五万円から四十万円にそれぞれ引き上げられました。

所得制限、公的年金受給制限があります。請求の手続き 満七十歳に達したら、印かん、恩給または他の年金を受けているかたはその証書を持参して市民課国民年金係においでください。

二級建築士試験

試験方法改正

知事が毎年行う二級建築士試験の方法が、昭和五十一年から次のように変わりました。学科試験：計画、施行、法規、構造について行う。①学科試験に合格した者について建築設計製図の試験を行う。②学科試験に合格した者は、その申請により、学科試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の二級建築士試験に限り、学科の試験が免除されます。学科試験の可否は、総合得点で判定されますが、学科の科目ごとの得点が一定の基準に満たない場合は不合格となります。したがって、一科目でも受験しないと他の受験した科目がどんなによい成績でも不合格となります。

養護・盲老人ホーム 建設寄付金を募金
北蒲原郡黒川村に建設する養護盲人ホーム「やすらぎの家」の建設資金の封筒募金を後日区長さんを通じてお願いいたします。みなさんの暖かいご協力をお願いします。

グアテマラ地震被害者に 愛の救援金を
2月4日に発生したグアテマラ地震は、72,000余人の死傷者を出し、22万人の人が家を失いました。福祉事務所では、日本赤十字社の救援活動に協力し被災者救援金を受け付けています。



みんなの保健

このページは、みんなで健康を考えるページです。質問をお寄せください。可能な範囲でお答えします。

各種予防接種の日程表

本年も4月から各種予防接種が始まります。市では今まで予防接種の案内を、各家庭に配布したり、個人通知をしていましたが、4月以降発行する「広報とお知らせ版」を通じて各家庭に一括配布することにしました。

個人通知が行かなくとも各種予防接種を受けるようにして下さい。

◆三種混合ワクチン

これは、ジフテリア・百日せき破傷風の混合ワクチンです。今までは、生後3カ月から接種を行っていましたが、満2歳から接種することになりました。

三種混合ワクチンの接種には、1期と2期があり、1期は3週間から8週間の間隔で3回、2期は1期を完了して1年後に1回接種

します。なお、このワクチンの接種は、春と秋に実施しますが、春の対象者は2期だけで、48年6月1日から48年12月31日までに生れた人。秋に1期2期とも実施します。

●1期の対象者は49年6月1日から49年8月31日までに生れた人及び49年5月以前に生れた人で1期を完了していない人
●2期の対象者は49年1月1日から49年5月31日までに生れた人。

◆ポリオ(小児マヒ)

接種方法は、今までと変わりなく春と秋に実施します。
●春の対象者
50年1月1日から50年12月31日までに生れた人。

●秋の対象者
50年7月1日から51年6月30日までに生れた人。

◆種痘

新しいワクチンが使えるまで、当分の間実施いたしません。

◆ツベリクリン反応検査

春に実施します。対象者は次の人達です。
●50年1月1日から50年12月31日までに生れた人。

●昨年疑陽性の人及び陰性の人でBCGを接種しなかった人。
●49年以前に生れた人で、まだ1度もツベリクリン反応検査を受けていない人。

◆日本脳炎

春に実施します。対象者は次の人達です。
●満3才以上の幼児、小学1年生4年生、中学1年生及び55才から64才までの大人の希望者。(杉沢保育園を除く市内の保育所、幼稚園、小・中学校は、それぞれのところで実施します。)

◆インフルエンザ

秋に実施します。対象者は満3才以上の希望者です。(杉沢保育所を除く市内の保育所、幼稚園、小・中学校はそれぞれのところで実施します。)

◆ジフテリア

今まで小学校入学前に実施していた3期ジフテリアの予防接種はなくなります。

以上が今年1年間の各種予防接種の日程表です。今後発行される「おしらせ版」に予防接種の日程や問診票を載せますので、それにより受けるようにして下さい。

郵便料金

が変更されました 1月25日から

定形郵便物の外部へはりつける物について

定形郵便物の外部には、ごく薄い紙などをはりつけてよいことになりました。ただし、収入印紙のように郵便切手に紛らわしい物は表面のみに限られます。(紙をはりつけて、所定の重量を超えること料金は変わりません。)

はがきの表面下部二分の一(横長)に使用するものは左部二分の一以内に通信文などを訂正するために紙片をはりつけてよいことになりました。

郵便書簡(一枚五十円)に写真などを封入した場合の重さの制限が二十五グラムまでに引き上げられました。

郵便

利用法

書き損じた郵便はがきなどの交換書き損じたり、誤って印刷したりしたはがき、郵便書簡等は、わずかの手数料で新しいものと交換できます。ただし、料額印面(郵便切手に相当する部分)を汚したり、傷つけたりしたものは交換できません。交換の手料は、一枚につき通常はがき三円、往復はがき六円、郵便書簡六円、航空書簡十円です。

はがきの表面の利用
はがきの表面下部二分の一(横長)に使うときは左側二分の一の範囲内に通信文などを書くことができますが、二分の一の範囲を超えて通信文を書いたり、スタンプを押したりすると、はがきとしての取り扱いができなくなり、封書としての料金がとられます。

はがきの表面の利用
はがきの表面下部二分の一(横長)に使うときは左側二分の一の範囲内に通信文などを書くことができますが、二分の一の範囲を超えて通信文を書いたり、スタンプを押したりすると、はがきとしての取り扱いができなくなり、封書としての料金がとられます。

おもな郵便料金

第一種・第二種郵便物のおもな料金は、次のとおりです。

第1種		
定形	25gまで	50円
	50gまで	60円
定形外	50gまで	100円
	100gまで	140円
	250gまで	200円
	500gまで	300円
	1kgまで	600円
	1kgを超えるも	
	の1kgごとに	600円増
郵便書簡		50円

第2種
通常はがき 20円
往復はがき 40円
小包はがき 20円
おもな特殊取扱料金は、次のとおりです。

書留料	300円
速達料(250gまで)	150円
配達証明料	200円
内容証明料	300円
現金書留は、10万円まで送ることができ、送る金額と重量によって料金が異なりますが、1万円を25g以内で送る場合は350円になります。	

書留の損害要償額
書留扱いの郵便は、万一、なく

した。(郵便書簡は一枚約四角)特別料金の設定

●心身障害者のために割安な料金が適用されることになりました。

●盲人用点字小包が設けられ、割安な料金を送られることになりました。

なったり、こわれたりした場合の損害額を賠償する制度です。

賠償する最高額は、現金書留十万円、その他一般書留百万円、簡易書留は五千円までです。

書留は、損害を賠償してもらう額によって料金が異なります。書留を出される必要償額の申し出がないと、万一のときは一万円までしか賠償されません。

高額な品物を送るときは損害要償額を申し出てください。料金は百万円で六百九十六円に郵便料を加算した額です。ただし、差し出しの包装が悪いことによる場合は、賠償されないことがありますから包装を慎重にしてください。

現金を送るとき
現金を送るには、郵便局で発売する現金封筒(一枚十円)に入れて現金書留にしなければなりません。普通郵便に現金を入れると違反となり、もし発見されると差出人に返送され、還付料三百二十円がとられます。

あて名変更・取り戻し請求
郵便を出した後で、あて名が間違ったとき、または、取り戻したいときはなるべく早く郵便局へ申し出て下さい。請求の方法(郵便または電報)により手数料が異なりますので詳しいことは郵便局に問合せ下さい。

申告は済みでしたか

所得税

昭和五十年分の所得税の確定申告と納税は、三月十五日までです。まだお済みにならない人は、早目に済ませて下さい。

なお、申告しなければならぬ人が申告をしなかったり誤りのある申告をしますと決定や更正が行われます。この場合、追加の税額を納めるだけでなく、加算税などを納めなければならぬこととなります。申告を早く確かめて、正しい申告をしてください。

国税に不服があるときは

税務署から更正・決定や差押えなどの処分を受けて、その処分に疑問や不服があるときは、税務署に異議の申し立てをすることができます。

異議の申し立て期限は、処分を受けた日から二カ月以内です。異議の申し立てに対する税務署の決定に、なお、不服があるときは、決定の日から一カ月以内に、国税不服審判所に審査の請求をすることができます。

とちおと人物(物語)

70

栃尾市

初代教育長

石綿政治

町村合併促進法により、新潟県下にぞくぞく新しい市が誕生の動きをみせていた昭和二十八年、石綿政治先生は栃尾町教育長として赴任されました。南蒲原郡大面村出身の皆川町長に特に乞われて赴任したもので、新しい市造りに欠くことのできない農業の専門家であり、市制施行後には当然大きな政治問題になるであろう学校統合に対処するために県下に名の通った大物教育長をという皆川町長の深い配慮があったものと思われるが、石綿先生の経歴は、実に大物と呼ぶにふさわしい履歴であります。南蒲原郡大面村萩島に生まれ、加茂農林、千葉高等園芸学校に学び、母校加茂農林で教鞭をとったが、当時の教子に、石田賢一、千野莊司、諸橋丑太郎、小池啓作、酒井長年、山田忠次氏など栃尾市の指導者として活躍した多くの有意な人達がいいます。皆川町長との



園芸という当時日本農業の新しい分野を拓くために設立された高等園芸学校の卒業生ということもあって、この後の石綿先生の足跡は、農業関係の試験場や修練道場の創設・内部整備に活躍することになる。佐渡の島を日本のデンマークにしてやるぞ!という意気込みで渡った佐渡には十七年間勤務、この間、県立農業経営修練道場長を兼

務、現在佐渡の特産として有名な八珍栽培に大きく貢献されました。佐渡の農民は、この恩に報いて昭和十八年同場内に頌徳碑を建立しました。第二次世界大戦の始まる直前の昭和十六年十一月、またしても朝鮮から呼び声がかかり、再度渡鮮清津に創設された大和塾農民道場長に就任、ついで、全羅南道靈岩青少年訓練道場長、さらに満州に渡って牡丹江省山市の農民道場を創設、この地で終戦を迎えられた。ここで、石綿先生の面目躍如たる活躍は、新設で日本人難民の孤児院を経営されたことであります。新設にぞくぞく集まってくる戦争孤児達を日毎に多くになり、街頭で物乞いする様子を見て、これが敗れた日本人の姿かと涙を流し、中国、ソ連側と交渉して蒙古人学校に孤児院を設置して救済にあたりました。

ある日、ソ連人が突然やってきて時計や衣服まで奪い去られたとき、直ちにゲー・ペー・ウーに訴え、犯人は即時銃殺刑に処せられたとのことであるが、国内でも敗者の弱みで、戦勝国に對して泣き入りしていた事件が多かったなかで、外地で、戦に敗れても日本人は卑屈になつてはいけぬ、という信念を貫き通した先生の偉さの一端を知ることが出来ます。ここでの生活一年、昭和二十一年八月引き揚げて、二十二年に再度県に職を奉じ、県立農民道場長、入植者指導委員、開拓増産修練農場長を歴任、新潟少年学院設立などに尽力し、退職して、二十八年四月栃尾町教育長、同公民館長として赴任されました。

学校統合を軌道に

いろいろな曲折を経て、昭和二十九年六月栃尾市が誕生、それが新市誕生の目的の一つであったとはいいながら、当然のこととして学校統合問題が起つてきました。中道小学校と栃尾小学校の統合をはじめ、荷頃中学校の分校統合、上塩谷中学校の分校統合、中野保、西谷・入東谷中学校の三校統合、熊袋小学校と人面小学校の統合、森上小学校と西谷小学校の統合など問題は山積し、これらの問題が連鎖反応を起して市議会は紛糾に次ぐ紛糾をかさねましたが、石綿先生の態度は超然たるもので、大所高所から教育の理想を説きつづけました。フロンテア精神に富み、農業をこよなく愛し、熱血漢であった石綿先生にとって、栃尾市という容れものは器が小さすぎたのでは、そんな感じがします。常に、言動は大まじめで、高い理想主義は、先生を理解できない人も多かったが、毀譽褒貶を気にかけず、自らの信念を貫いた人でありました。考えてみれば、石綿先生を計るものさしを栃尾の人達が持ち合せていなかったのかも知れません。今、学校統合が終局に近づきつつあるとき、改めて石綿先生の偉大さ、功績の大きさを思い浮かべるのであります。秋日春花十三周 厚情抱辱不何酬 山河有意無量感 一念捺難離私頭 栃尾を去る日に賦した一詩であります。昭和四十三年二月十二日萩島の自宅で、おしまれながらも、七十六年の生涯を閉じました。今でも、悠然と窓越しに守門を眺めて教育の悠久を説く先生の姿が目には浮かびます。(郷土史研究家 島田進)

あすへの確かなあゆみのために

市民講座のお知らせ



いま、あなたは自由時間を有効に使っていますか。公民館では、みなさんから余暇時間を利用して、趣味教養を高め、楽しい毎日をおくっていただくこと、これも市民講座を開講します。昨年は、十の講座に、およそ四百人の方が受講されました。ことしこそあなたも多くの仲間といっしょに勉強してみませんか。

余暇活動は、現在をよりよくし将来への発展向上につながるものといわれます。睡眠八時間、勤務八時間、あとの八時間……あなたはどう過ごしていますか。激しく変る現代社会にあって、今こそ私たちは、知識を広め、技術をみがき、仕事や日常生活の中で多くの人々と交流をもって自己

- 洋裁教室: 対象 十五才以上(除高校生) 経費 二、〇〇〇円
簿記教室: 対象 十五才以上(除高校生) 経費 二、〇〇〇円
ペン字教室: 対象 十五才以上(除高校生) 経費 三、五〇〇円
書道教室: 学習日 毎週水曜日
コーラス教室: 対象 十五才以上(除高校生) 経費 一、〇〇〇円
絵画教室: 対象 小学生から一般の方まで 経費 無料
バイオリン教室: 対象 小学生から一般の方まで 経費 無料

第28回 成人式

とき 4月3日(土) 午前8時40分
ところ 栃尾市民会館
成人式には簡素な服装で

図書室 Libra NEW BOOKS
雪の断章/佐々木丸美 君よ憤怒の河を流れ/西村寿行 凍河/五木寛之 下死蝶/横溝正史 北の海/井上靖 加奈子/小山内美江子 三十歳からの出発/富士谷あつ子 遠い風近い風/瀬戸内晴美 翔ぶが如く/司馬遼太郎 軍艦長門の生涯/阿川引之

とちお

51.3
 季節移動労働者特集
 昭和51年3月15日発行
 編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話 (02585) 2-2151

税金還付の請求は

確定申告で早目に

出稼先の事業所で、源泉徴収により給料から税金をガッポリとられ、税金を納め過ぎになっているかたは、税金を納め過ぎに、仮に徴収される税金で、みなさんの中には毎年納め過ぎになっている人が多くいます。しかし、納め過ぎになっては返して来ませんが、黙っていても返して来ません。税金を納め過ぎになっては、出来るだけ早目に確定申告をして、納め過ぎ

の税金の還付を請求してください。
 なお、確定申告は市役所税務課(二階)においてになれば、

額八六万円までの給与所得(給料額は一四四万円)の人は所得税がかかりません。税金をもし納めていけば、全額戻ってくるようになります。

国保の再加入

市民課で受付

出稼先で、国民健康保険から社会保険に入った人は、事業所を退職すると同時に社会保険から脱退することになり、家族のもとに送ってある「遠隔地健康保険被保険者証」も事業所に返さなければなりません。このため帰郷したらできるだけ早目に市民課窓口で出稼先の離職年月日を告げ、国保加入の手続きをとり交付を受けてください。その場合、家族も加入することになりますので忘れないで家族の加入も申請してください。

農業者年金期間通算

勤務期間証明書を!!

こんど農業者年金制度の改正によりみなさんが出稼をされ、厚生年金に入り、国民年金から一時脱退した場合でも、その間農業者年金の受給資格期間が通算されることになりました。しかし、その通算を認めてもらうためには、勤務期間(厚生年金加入期間)の証明が必要ですので、出稼から帰るとき必ず出稼先事業所から証明書に証明をもらってきてください。そして帰ってきたら、農業者年金に再加入する届書にそれを添付し、農業者年金の期間算定基礎として認めてもらいたい旨を申し出てください。そうすれば、年金受給の資格基準が算定されます。

なお、勤務期間証明書は、①被保険者であったものの氏名および生年月日 ②勤務期間 ③加入していた年金制度の名称および年金手帳の記号番号 ④年金の加入期間を証明してもらうものですが、証明書の用紙がない場合は、電話でも結構ですので市役所農業委員会(〒940-0102 栃尾市金町二丁目一番五号 TEL:02585(二)一五一内線二五六)まで連絡ください。

《所得計算例》

控除額
 基礎控除260,000円+妻260,000円+子供520,000円
 (260,000円×2名)+老齢者320,000円=1,360,000円
 ……(実際にはこのほかに各種控除が加わる)
 農業所得
 田71,000円(10a当り平均)×6(60aのため)=430,000円
 畑24,000円(")×3(30a ")=70,000円
 計 500,000円

農業所得と控除額
 1,360,000円(控除額)-500,000円(農業所得)
 =860,000円(控除可能額)

《計算基礎》

控除
 基礎控除=260,000円 配偶者=260,000円
 子供=260,000円 老齢者=320,000円
 農業所得
 田=10a当り平均71,000円(地域により5.3万円~8.0万円)
 畑=10a当り平均24,000円(") 1.9万円~3.2万円)

給与額と所得	(単位 万円)						
給与	50	70	90	110	130	140	150
所得額	0	20	40	60	78	84	90

農業者の税金の計算

たとえば
 家で田六〇
 アール、畑
 三〇アール
 を耕作し、妻と子供二人、老齢者一人の扶養者がある場合の例をあげてみます。この場合所得計算例からもわかると思いますが、控除可能

出稼ぎから帰ったら ……帰郷後の手続き

又、国保の「被保険者証」をもらっていった人は、事業所を退職し帰郷すると、その保険証は不要になります。そこで帰ったらすぐ、市民課窓口にて「被保険者証」と家族のもとにある保険証の両方を持参し、保険証を一つののものにしてもらってください。



出稼者手帳

出稼者手帳(季節移動労働者手帳)は、労働省が正常なルートにもとづく出稼ぎをめざし発行している出稼者の身分証明書です。

出稼者にとっては、この一冊が身分証明書であるばかりでなく、雇用の契約書にもなり、賃金の未払確認書にもなる貴重な手帳です。

内容

- ▷ 出稼先訪問集会……………2・3
- ▷ 出稼農業者短期研修……………4
- ▷ 稲つくり春作業のポイント……………4
- ▷ 営農懇談会……………5
- ▷ 昭和51年度農業施策……………6
- ▷ 雇用保険失業給付……………7
- ▷ 短期職業紹介……………7
- ▷ 出稼者就労前検診……………8
- ▷ ことしの就労状況……………9
- ▷ 税金還付の請求は……………10
- ▷ 国保の再加入……………10
- ▷ 農業者年金期間通算……………10

不況の中の訪問集会

繁忙な訪問先事業所

出稼先 訪問集会

ことしも一月二十八日から二月二十五日までのあいだに、四回にわけ、それぞれ二泊三日の日程で、出稼者の就労先一七事業所を訪れ、栃尾からの出稼者一三九人と懇談を行ってきました。

この出稼先訪問集会は、栃尾市が他の市町村に先きがけ、出稼者の就労先での労働条件や仕事の実態を把握したいということで、昭和四十六年から始められ、現在まで四年間にわたり八二の事業所で、出稼者延べ〇九七人と懇談を行ってきたものです。

ことしの訪問集會も、市議会、栃尾市農協の協力を得て、市、市議会、栃尾市農協が一体となって事業所を訪ね、事業所側の代表や人事担当もまじえ出稼者と懇談を行ってわけですが、訪問側のスケジュールの都合や事業所側の作業の都合で、一事業所二時間という

予定時間が、非常に短くなって迷惑をおかけした所もあります。

訪問集會にあたって、ことしも昨年引き続き不況の中の出稼ぎということ、就労先の仕事の量が果してあるのかどうか非常に心配しながら実施したわけですが、

残業時間の減少、月二回の休日の定着化等はみられたものの、仕事量がないという事業所はなく、ほとんどの事業所で仕事が忙しく、追い回されているといった状態でした。

また、賃金の問題については、日給五、〇〇〇円から六、〇〇〇円といったところで、若干の不満がみられる事業所もありましたが、業界や企業の状況からやむを得ないものとして納得しているといった状態です。

一方、地元の問題については、やはり「地元の仕事があったら」「出稼ぎ



〔山のように積まれた学校教科書の送業務で大忙し 榑日教販〕

をしないで済むような施策は」「農協の営農指導の充実を」「農業収入で生活を支える方法は」といったように、将来に対する出稼ぎの不安と、地元における農業振興が強く訴えられました。また、雪の問題については、通学道路の確保や留守家族の除雪援助という目的で、今年度始めてスタートした冬期保安要員制度に対する評価が高くなされ、ぜひ継続、発展をとという意見が出されました。



仕事場は東名高速道路のすぐ脇。小さなU字溝やブロックから12tもある地下道に使う製品まで作ります。〔平和コンクリート工業㈱〕

仕事は下水道管理設工。交通混雑のため作業は午後5時から、このため帰宅は真夜中の1時を過ぎます。〔久保建設㈱〕



栗田専務のもと、明るく家庭的なふん囲気の中で合理化された職場は自動車部品製造が主体。〔栗田産業㈱〕

ドーナツ化現象で増加する新興住宅地の下水道工事。食事は社長の奥さんの手づくり、晚しゃくも2合まで会社負担という家庭的な職場です。〔鈴木建設㈱〕



訪問事業所

第一回(二月二十八日～三月十日)

▽若葉醸造(岐阜県瑞浪市) 清酒製造 井田重光(栗山沢) 外五名
▽榑山忠新家(愛知県海部郡佐屋町) 清酒製造 多田福督(蓑谷) 外三名

▽榑小野塚工務店(愛知県名古屋市中区) 高速道路工事 多田藤助(田之口) 外一四名

▽日新工務店(愛知県安城市) 一般土木工事 金内山慈(西中野俣) 外四名

▽平和コンクリート工業(静岡県浜松市) 二次製品製造 五十嵐金蔵(菅畑) 外七名

第二回(二月四日～二月六日)
▽栗田産業(群馬県館林市) 自動車部品製造 猪俣広一(北荷頃) 外三名

▽太陽建設(東京都足立区) 道路工事 木間勝次(松尾) 外九名

▽榑安斉組(東京都足立区) 道路工事 小林信次郎(繁窪) 外二〇名
▽榑横地組(東京都板橋区) 電話ケーブル埋設工事 箕輪省吾(小貫) 外四名

第三回(二月十三日～二月十五日)
▽鈴木建設(神奈川県横浜市) 上下水道管理設工 西片十三也(一之貝) 外五名

▽恵比寿建設(神奈川県川崎市) ガス管理設工 諏佐誠之助(吹谷) 外九名

▽榑日教販(東京都文京区) 学校用教科書販売発送 高橋武雄(菅畑) 外九名

▽久保建設(東京都江戸川区) 上下水道管理設工 並沢新吾(泉) 外一七名

第四回(二月二十三日～二月二十五日)
▽住友建設大野工務店(茨城県猿島郡総和町) 新幹線工事 佐藤正夫(赤谷) 外六名

▽坂田政次(東京都杉並区) 焼いも販売 諸橋秀一(半蔵金) 外三名

▽森岡建設(神奈川県平塚市) 上下水道管理設工 中沢忠蔵(赤谷) 外三名

▽榑寺田技研(埼玉県戸田市) ス織維製品製造 物角秀三(入塩川) 外一名

武蔵野園施設園芸を視察

出稼農業者短期研修

二月十五日、「出稼農業者営農改善特別対策事業」の一環として、農業関係先進地の視察研修を実施しました。

この研修は、農業に対する知識と見聞を広め、地域農業の振興発展に役立てたいという目的で、東京都内の市内出稼農家二十九人の参加のもと、東京都小平市内の盆栽及び施設園芸の先進



地視察を実施したものです。

小平市は、盆栽及び花卉園芸の盛んな地域で、ここから生産される鉢物や種木等は全国各地に出荷されており、産地として発展しています。

視察地武蔵野園は

盆栽と花卉園芸を経営

今回の視察地は、佐藤俊一氏経営の武蔵野園です。武蔵野園は、むさし野の中心に、けやき並木につつまれた青海街道ぞいに位置しており、大規模に盆栽、花卉園芸を経営されている農家で、二〇〇坪の敷地には、完成品、種木等が展示されていました。またここでは、盆栽のみでなく、規模拡大をはかるため温室の拡張工事も進めており、武蔵野園自慢の自芽八房エゾ松、千歳丸の祖木、及び松柏類について樹齢百五十年くらいの鉢物がみことな姿勢を見せており、視察者の目をおどらせていました。

盆栽の栽培技術も

一般農作物技術に通ずる

佐藤さんから説明を受け、園内を見てもわかったが少くとも盆栽は、三〇年以上でない立派な盆栽が作れないこととあり、樹の特性、性質を理解し、肥培管理を行わなければ成功しないとの説明がありました。

盆栽は、特殊なものとしての考えがあるかも知れないが、日本人の生活の一部として親しまれているものであり、それぞれ樹の特性を生かしながら姿勢を整えている。仕立て方、剪定方法、植え替え時期及び肥培管理技術を常に研究する必要があるとのこと。……一般盆栽だけでなく、一般農作物の栽培技術についても同じことが云えるのではないかとのお話であり、視察者の中には、自分の農業経営の中に組み入れることができないにしても、農作物の栽培技術という面に参考になる点があったと話していました。

視察終了後、狭山湖近くのユネスコ村で昼食をとりながら、農業問題、出稼対策、保健問題、市行政に対する要望などについて懇談を行い、午後三時に上野公園前で散会し、有意義のうちに短期研修を終えました。

稲づくり

春作業のポイント

農業改良普及所

稲作は、昔にくらべるとたいへんやりやすくなりました。すぐれた品種が生まれ、便利な肥料、農薬、農機具が出回り、基礎知識さえ確実に身につければ、だれでも良質米の安定多収が得られるようになりました。

春作業を前に、そのポイントをはずさないよう一度点検しましょう。

《消雪と作期》

ことは積雪量も少なく、消雪は平年よりかなり早まる見込みです。そのため水温、地温の上昇もやや早くなってきます。そのことは早播早植を可能にします。健苗を早植えて茎数確保をはかりましょう。

品種によっても違いますが、コシヒカリで普通六〇キロの収量をあげるためには、坪当り手植えて約二〇〇本、機械植えて約一、五〇〇本前後の穂数を目標とする必要があります。

穂数確保には、早植えは最も有効な手段の一つです。少雪を有効に生かすその準備を進めましょう。

出稼留守家族との

営農懇談会

市内八部落で実施

農業を取りまく社会的、経済的条件の急変により、農村構造は大きく変わっています。農業所得だけでは生計を営むことができず、好むと好まざるにかかわらず、農外収入を求めて、地理的立地条件に恵まれない山間地は、出稼を余儀なくされています。

この出稼現象がもたらす農業経営問題、冬期間の集落としての機能維持の問題、家庭内の親子関係、保健問題等多くの問題をかかえていることから、今回はじめて出稼多発集落を対象に、営農問題や地域社会がかかえている問題等を、直接地域住民との対話を通して、助言を与え解決したため巡回指導を実施しました。

巡回指導は、二月二十四日から三月一日までの間に、新山、西中野侯、一之貝、繁窪、赤谷、栃堀、森上、半蔵金の八部落で実施しましたが、この指導助言者として、長岡農業改良普及所栃尾支所、栃尾市農協、市役所保健衛

生課の担当者から出席いただきました。

農業所得を農家所得の五〇パーセント以上に

営農の問題については、出稼をしながらも生計を営むことのできる農業経営の確立をはかってもらいたい。

経営規模が零細のうえに耕地条件が劣悪で、しかも生産性が低い。何か特定のな面で主産地形成を図る必要があり、土地の高度利用と集約農法の見直しをして、少くとも農家所得に占める農業所得を五〇パーセント以上に引き上げる努力が必要ではないか。

また、後継者対策としては、これといった決め手がないが、農業青年の育成にもっと力を入れてもらいたいという要望がありました。

地域社会の機能維持

交通確保が急務

地域社会の機能維持については、県



〔赤谷部落集会所での懇談状況〕

下でも有数の豪雪地帯だけに、雪の克服、地の利を生かした振興策はないか等について話し合われました。しかし何といても冬期間の交通確保が急務であるので、冬期間交通が途絶することのないよう努力して欲しいとの強い意見が出されました。

また、家庭問題については、お父さんが出稼に出ていけると、食生活がよろそかになりがちである。冬期間の健康管理に充分注意してもらいたい。親子の対話を重ねるとともに、出稼に出ているお父さんとの意志の疎通をは

《種子消毒はやっていきますか》

水銀剤が使えなくなつてから、近年種子消毒をしない人がかなり多くなつてきています。そのため馬鹿苗病の発生が非常に多くなり、減収をきたしている圃場が多く見られます。

馬鹿苗病菌は、浸種中などに急激に伝染します。手種は特に馬鹿苗病菌におかされている穂が多く含まれています。ポイントをはずさないように注意してください。

薬剤にはベンレートT20があります。使い方を良く覚えておきましょう。

話し合いでは、このほかに雇用保険、税対策、保安要員の増員、農業生産資材の注文のあり方等、活発な意見、要望が出されましたが、これらの問題を一つ一つ解決するため、出稼先、及び地域社会との連帯感を保ちながら、出稼がもたらす諸問題に取り組んでいかなければならないことを痛感し、第一回目の出稼多発集落濃密巡回指導を終わりました。

栃尾市の農業振興施策

昭和五十一年度における農林水産業のおもな施策についてお知らせします。

米の生産調整対策事業及び稲作転換対策事業は、昭和五十一年度で一応終了しましたが、まだ米が過剰基調であることから、総合農産物の自給力の向上をめざして、昭和五十一年から水田総合利用対策事業が実施されます。また、栃尾市としては、農用地の高度利用と農産物の自給度を高め、農業生産の拡大と経営の安定向上を図るため次のことを計画しています。

農業関係

第二回農業祭の開催 第一回農業祭は、稲作部門、養蚕部門、畜産部門、林産物部門、錦鯉部門の五部門を実施しましたが、ことしは畑作振興の重要性にかんがみ、畑作部門についても検討してゆきます。

畜産関係

畜産農家の経営安定と畜産公害に対応しながら、流通機構の改善を図るため、養豚共同放牧場の設置（北荷頃地内）と素牛育成コントロールセンターの設置（大倉地内）を計画しています。

また、優良種豚の導入事業を実施し、産肉改良を図るとともに、家畜防疫事業を積極的に推進し家畜衛生思想の啓蒙をはかります。

林業関係

造林推進事業の実施

水田総合利用対策事業は、米生産調整事業が終了した現在も米の供給が過剰基調である反面、米以外の農産物で増産を必要とする作物が多いため、奨励補助金を交付して、水田の総合的な利用を積極的に進め、地域の特性に応じた農業生産の確立と経営の安定向上をはかろうとするものです。



この事業は昭和五十一年から三カ年間で、内容は次のとおりです。

一般奨励作物（十アール当平均四万円）
大豆、飼料作物、野菜、日本なしもも、かき、さとうきび、てん菜、麦及びそばであって、農林省農蚕園芸局長が別に定めるもの。

特認作物（十アール当平均三万円）
一般奨励作物及び経過措置対象作物以外の作物であって、農林省農蚕園芸局長が別に定めるもの。

昭和五十一年度においてその植栽後五年を経過していないもの。

このほかに、土地改良事業の通年施行に係る水田が対象となっています。

なお、この事業の具体的な説明会を三月二十三日から各地区単位で開催する計画です。

雇用保険失業給付

出稼者には一時金給付

昨年四月から雇用保険法がスタートしたわけですが、ことしみなさんが出稼から帰郷されて行く雇用保険失業給付（旧失業保険金）の手続きについて、ことしは次により行います。

失業給付の内容が変りました

今までの失業保険と雇用保険は基本的に同じですが、失業後の給付について次のとおり変りました。

一般被保険者
常用就職していた人で、失業後は最低九〇日から最高三〇〇日まで四区分されています。

短期特例被保険者
出稼する人などが該当し、失業した場合その生活実態にあわせて特例一時金（五〇日）が支給されます。

受給期間も変りました

失業保険の受給期間は、退職日から一カ年で雇用保険に変わっても原則的には同じです。しかし、短期特例被保険者のかたは、退職日から六カ月間となりました。ですからかりに四月二十日に退職されたかたの受給期間は、十月二十日までとなります。

帰郷されたら

みなさんは、帰郷されたら一日も早く職業安定所で手続きをしてください。出稼から帰られますと何かとご多用のことと思いますが、前にも説明したように、みなさんの受給期間は短くなりました。離職票が送付されたらすぐに手続きをとってください。あまり遅くなると五〇日分の支給ができないことがあります。

手続きにおいでるときは

求職相談ならびに離職票の受け付けは毎日行っていますが、午前中は保険金の支給事務で混雑していますので、次によりおいでください。

受付時間 午後一時から午後二時
相談開始 午後一時三十分から
雇用保険の説明 午後三時から

当日持参するもの

求職申込み（雇用保険の受け付けも同時に行います）においでの際は、必ず次の書類も持参してください。

(1) 雇用保険被保険者離職票

支給の方法は

求職の申し込みと離職票の受け付けが終了し、その日に認定日を定め、この認定日は、従来の〇曜日〇組といわず、〇月〇日と指定します。そして認定日は、原則として一回で、受付日からおおむね一五日〜二〇日後になります。また、認定日には五〇日分を一括して支払いして終りになります。

短期職業紹介

ことしは方法を変更

ことしの短期職業紹介は、例年のとおり公共土木を中心として行いますが、方法は従来と変わり次により実施します。

(1) 受付時にことしの就職希望事業所、就労希望期間などをお聞きます。

(2) お聞きしたものにより当日雇用予約

確認書（仮称）を渡します
で、認定日まで
に希望事業所で雇用の予約をしてください。

(3) 特例一時金の支給を行う認定日に、その確認書を持参してください。

そして、みなさんからは確認書に基づいて事故のないように就労していた、後日事業所から就労証明書を提出してもらいます。

健康状態に異常は!!

出稼者就労前検診結果

栃尾保健所と市保健衛生課では、出稼者を対象に昨年八月出稼者就労前検診を実施しました。これは出稼者の健康状態をチェックし、出稼者の保健指導を行うため例年実施しているもので、今回も循環器検診、血液検査、結核検診の三部門に分けて実施しました。

十人に一人は異常

循環器検診

血圧、眼底検査等による循環器検診の受診者は六四〇人であり、そのうち一二人が二次検診を受けました。

二次検診の結果、異常がないと認められたものは三七人であり、他の八四人の人は要注意、要観察、要医療でした。この人数は、全受診者の一三パーセントにあたり、要医療二六人も含め出稼者十人に一人は、異常が認められたという事です。

三人の受診勧奨者

血液検査

血液検査の受診者は六三七人で、そのうち受診勧奨者(再度検査を受ける必要のある人)が三人というたいへんよい成績でした。

要注意者一人

結核検診

結核検診の受診者は三〇五人であり

昭和50年度出稼者就労前検診結果 (昭和50年8月)

循環器検診	受診者 640名	異常なし 37名 (30.6%)
	・二次受診者 121名 (18.9%)	要注意 16名 (13.2%) 要観察 42名 (34.7%) 要医療 26名 (21.5%)
血液検査	受診者 637名	受診勧奨者 3名 (0.5%)
	・尿異常	血糖検査 13名
結核検診	受診者 305名	要精検査 17名 (5.6%)
	・要精検査 17名 (5.6%)	精検受診者 15名 (D ₃ 14名 (93.3%) D ₂ 1名 (6.7%)) 未受診者 2名 (D ₂ =要注意 D ₃ =異常なし)

あなたの出稼ぎは？ ことしの就労状況

出稼者の概要です。完全には握られていません。以下は

出稼比率の高い半蔵金地区 中野侯地区 西谷地区 入東谷地区

区分	世帯数	出稼者数	構成比
栃尾市合計	7,687	795人	100.0%
栃尾町地区	3,863	17	2.1
下塩谷地区	827	4	0.5
上塩谷地区	557	43	5.4
東谷地区	879	145	18.2
入東谷地区	283	86	10.8
荷頃地区	642	81	10.2
西谷地区	199	92	11.6
中野侯地区	283	176	22.2
半蔵金地区	154	151	19.0

※世帯数は50年12月末現在住民登録集計による。

昭和五十年秋から昭和五十一年春までの秋冬期、栃尾市から出稼ぎに出ている人の状況がまとまりました。

これは栃尾市が独自にまとめたものであり、上塩谷地区を中心に就労されている寒天製造、あるいは縁故等で就労されているかたの状況は、以下には握られていません。

ことし栃尾市から出稼ぎをされているかたの人数は、七九五人で、昨年にくらべ約五〇人減少しています。栃尾市よりの出稼者数を地区別にみると、一番人数の多いのが中野侯地区の一七六人、ついで半蔵金地区一五一人、東谷地区一四五人、西谷地区九二人とつづいており、西谷、中野侯、半蔵金の三地区で栃尾市全体の五〇パーセントを占めています。

また、出稼者数と世帯数を比較すると、半蔵金地区においては一五四世帯に対し出稼者数一五一人といったように、ほとんどの世帯が出稼ぎを行っており、中野侯地区、西谷地区、入東谷地区においてもその比率は非常に高くなっています。

就労先別出稼者数

就労先	出稼者数
関東地区	(618)人
東京都	322
神奈川県	133
千葉県	38
茨城県	12
埼玉県	83
群馬県	30
甲信地区	(2)
長野県	2
東海地区	(72)
静岡県	19
愛知県	40
岐阜県	12
三重県	1
近畿地区	(33)
滋賀県	2
大阪府	5
京都府	15
和歌山県	11
東北地区	(8)
福島県	8
北陸地区	(29)
石川県	26
富山県	3
新潟県内	33
合計	795

減少した製造業への就労
高い建設業の就労比率
出稼者がどのような仕事をしているのか産業別にみると、就労している産業は、別図のよう

一七人が精密検査の必要を認められ、そのうち一五人のかたが精密検査を受けました。

その結果、一四人のかたには異常がないことがわかり、一人のかたが生活面には異常はないが注意を要するということになりました。

各地区ごとに実施

ことしの就労前検診

ことしの出稼者就労前検診は、各地区ごとに会場を分け、八月上旬に実施します。

ことしからこのように各地区ごとに実施するのは、いままでも四週間に一回づつ行われていた失業保険給付が、雇用保険法への改正により、保険金が一括支給され、それもほとんど五月中旬に完了してしまふ見込みのため、再度おいでいただくというみなさんの負担を少しでも軽減したいということで、巡回検診に変更したものです。

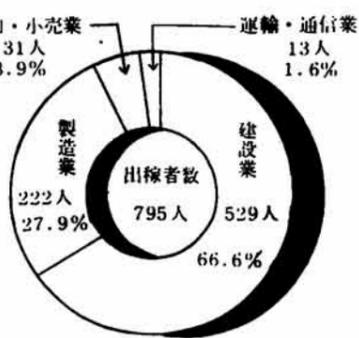
また、昨までは、循環器検診、血液検査、結核検診の三部門にわたって検査を実施してきましたが、ことしは

▼おしらせ▲
昭和五十年年度出稼者就労前検診のとき二次検診を受け異常の認められた八四人に対しては、帰郷時検診を五月六日、五月十九日の両日栃尾保健所で実施します。該当者には後ほど直接通知しますが必ず受診してください。

この三部門の中から血液検査と結核検診の二部門をはずし、循環器検診一部門のみとし、血圧、検尿、眼底検査

このように循環器検診一部門のみとした理由は、血液検査については、別表でもおわかりいただけるように受診者六三七人に対し受診勧奨者三人(〇・五パーセント)という良好な成績であったためであり、また結核検診については、四月から市内全域で実施される住民検診との重複を避けたためです。したがって、ことしはいままでのように、市でやる住民検診を受けなくても出稼者検診を受ければよいという考え方が通用しなくなりましたので、結核検診は、検診車の巡回のとき、一般の人と一緒に受診してください。

産業別出稼者数



二都一府十五県にわたる就労地域

関東地区に七七・七パーセント
県外への出稼者就労地域は、二都一府十五県にわたっていますが、やはり中心は関東地区で、全体の七七・七パーセントの人が関東地区に集中しており、中でも東京都、神奈川県、埼玉県、三重県で六七・六パーセントを占めています。

また、東海近畿地区には、一〇五人が就労しています。この地区で多いのは、愛知県の四〇人、静岡県の一九人、京都府の一五人などです。